

令和元年第4回野洲市議会定例会提出案件 (No.3)

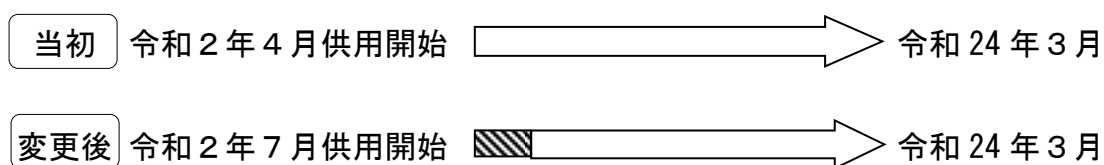
1 その他 1件

□議第105号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）

平成30年6月28日に事業契約の議決を得、平成31年3月22日に変更議決を得た野洲市余熱利用施設整備運営事業において、契約金額を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求める。

変更内容

- ・旧野洲市体育センター解体後に土質調査を行ったところ、地盤強度が不足していたため、基礎部分について地盤改良を行う。
- ・工事期間延長に伴う維持管理・運営費の減額及び割賦手数料（88→87回）の減額



- ・消費税率の改定（8%→10%）に伴う増額

記

①事業契約変更金額

変更前事業契約金額	2,569,823,761円	(平成31年3月変更後)
変更増額分	38,976,801円	
変更後事業契約金額	2,608,800,562円	

②変更事業契約金額内訳

地盤改良工事費	26,950,000円
施設維持管理・運営費	▲5,511,203円
消費税（8%→10%）	17,538,004円

合計 38,976,801円

③契約の相手方

滋賀県野洲市大篠原 3333 番地 6

野洲すいむ 8 N E X T - P F I 株式会社

代表取締役 うきあな 浮穴 こういち 浩一